

「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業／  
地域自立システム化実証事業／実証事業」に係る公募要領

2019年8月1日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業／  
地域自立システム化実証事業／実証事業」に係る公募について  
(2019年8月1日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業／地域自立システム化実証事業／実証事業」プロジェクトを課題設定型の助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

## 1. 件名

「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業／地域自立システム化実証事業／実証事業」

## 2. 事業概要

### (1) 背景・目的

バイオマスエネルギーの利用拡大を推進するためには、熱利用等を有効に回り効率よく運用するとともに、地域の特性を活かした最適なシステム化が必要です。このために、NEDOでは利用拡大のための技術指針、導入要件<sup>\*</sup>を策定するため、バイオマスエネルギーを利用した具体的な事業について、地域自立システムとしての実証事業（助成事業）を行います。実証事業の成果は、技術指針、導入要件の策定に反映します。

※NEDOが策定を予定している技術指針および導入要件のイメージについては、参考資料 2、3 を参照すること。

### (2) 事業内容

バイオマスエネルギー利用に係る設備機器の技術指針、システムとしての導入要件を策定するため、実証事業を実施します。詳細は基本計画を参照すること。

今回は、FIT制度に頼らない事業を対象とし、既に公的機関（NEDO、関係府省庁等）の事業性評価（FS）を経た案件で、かつ、現在、NEDOが実施している「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業／実証事業」に類する案件<sup>\*</sup>以外の案件に関して、技術的先進性や地域特性の活用が図られ、その普及性のバランスを考慮したシステム構築を目指し、助成事業終了後の事業化を目的とした実証事業を行います。

具体的には、地域の実情に応じて（地域の農林業・畜産業と合わせて多面的に推進）、燃料コストの低減や熱電併給等の課題解決に資する、経済的に自立した持続可能な「事業モデル」の構築に取り組み、低コスト構造を構築し、自立化への道筋を見いだすべく、例えば以下の事業内容について、実証事業を実施する。

- ① 未利用の地域木質バイオマスを活用した小規模熱電併給
- ② 脱FITを見据えた既存バイオマス発電所からの排熱利用
- ③ ①、②以外であって、燃料コストの低減や熱電併給等の課題解決に資する、経済的に自立した持続可能な事業

また、バイオマスエネルギー導入に係る技術指針・導入要件の策定のために、NEDOが指定した事業者より、実証事業についてヒアリングを受けていただきます。（年2回程度）

※NEDOが実施している実証事業については、参考資料3を参照すること。

### (3) 事業期間

プロジェクト全体の研究開発期間としての2019年度から2020年度のうち、本提案は2019年度から2020年度までの2年間とします。

具体的には、NEDOの指定する日から2021年3月19日（金）（事業期間で、3ヶ月以上の実証運転期間を設けること。ただし、試運転期間を除くこと。）

### (4) 事業規模

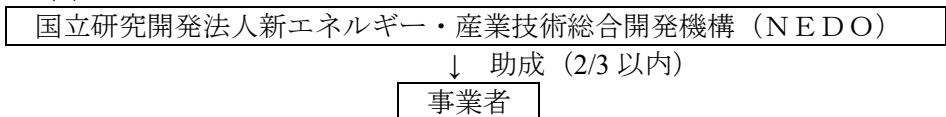
総事業規模：合計700百万円程度

2019年度の事業規模：合計200百万円程度

2020年度の事業規模：合計500百万円程度

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

(5) 事業スキーム図



(6) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

### 3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成対象事業者は、単独ないし複数で助成を希望する、原則本邦の企業、大学等の研究機関（原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していることが必要です。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。）とします。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成対象事業は、基本計画に定められている事業計画の内、助成事業として定められている事業項目の実証事業であること。
- ii. 助成対象事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明を行うこと。（我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規起業促進への貢献の大きな提案を優先的に採択します。）
- iii. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。
- iv. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

(4) 補助率及び助成金の額

助成率は2/3以内です。

- i. 2019年度の1件当たり年間の助成金の規模は50百万円～150百万円程度とします。

### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書8部（正1部、副7部）、公的機関（NEDO、関係府省庁等）の事業性評価（FS）の成果報告書1部および電子ファイル（CD-RまたはDVD-R）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にてご提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：2019年8月30日（金）12時必着

公募期間：2019年8月1日（木）から2019年8月30日（金）

期限までに着かなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 バイオマスグループ 森嶋・石川・浅野・中島 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

※郵送の場合は封筒に『「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業／地域自立システ

ム化実証事業／実証事業」に係る提案書在中』と朱書きください。

※持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談してください

## 5. 応募方法

### (1) 提案書類の作成について

助成金を希望する事業者は、提案書（様式第 1 及び添付資料 1～4）1 式（正 1 部及びその写し 7 部）及び受理票 1 部を NEDO 事務局（新エネルギー部 [上記提出先]）まで提出してください。なお、提案書は日本語で、添付書類を含め全て A4 サイズとし、各部ごとに左上をクリップ等で止めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。

※提案書及び記入上の注意事項は、NEDO ウェブサイト <<https://www.nedo.go.jp/>> の公募情報からダウンロードできます。

### (2) 提案に関する注意

- ・提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書）1 部

（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）

直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）1 部

- ・チェックリストである提案時提出書類の確認（別添 4）で提出書類を確認した上で、このチェックリストとともに、提案書類を提出してください。
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該外国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し 1 部。

（注）連携している又は連携しようとしている国外企業等が NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDO が提供する提案書（英文様式）の写し、もしくは既に認証を取得しているのであれば提案書及び認定証（ラベル）の写し 1 部。詳細は NEDO ウェブサイトにて御確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）

<[https://www.nedo.go.jp/activities/AT1\\_00469.html](https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html)>

### (3) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

- ・応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受領を提案者にお渡ししますので、あらかじめ受領票（例 1）に会社名等ご記入の上、送付（持参）してください。
- ・提出された提案書等は返却しません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

### (4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

## 6. 秘密の保持

- ・NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料 4」に明示ください。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

- ・ e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 7. 助成先の選定について

### (1) 審査の方法について

- ・ 外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ・ 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- ・ 契約助成委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・ 必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・ 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 採択審査の基準

##### i. 事業者評価

- ・ 助成事業を遂行する経験、技術的能力、ノウハウを有しているか。
- ・ 財務能力を有しているか。（提案されている実証事業規模を実施可能か）
- ・ 経理等事務管理、処理能力を有しているか。
- ・ 実証事業を遂行できる体制であるか。

##### ii. 事業化評価（実用化評価）

- ・ 収集方法の効率化・低コスト化などバイオマス原料の調達は工夫されているか。
- ・ 熱電併給等による総合エネルギー利用の高効率化などエネルギー利用の工夫はされているか。
- ・ 付帯設備を含めて安定的に稼働できるようにエネルギー変換技術の工夫がされているか。
- ・ 新たな市場創出効果などのシステム全体の工夫はされているか。
- ・ 技術的先進性および地域特性の活用とその普及性のバランスを考慮したシステム構築を目指しているか。
- ・ 事業採算性が確保され、収益性が高い事業モデルとなっているか。
- ・ 自立化や横展開の可能性が見込まれるか。

##### iii. 企業能力評価

- ・ バイオマス等、原料の長期確保が見込めるか。
- ・ 長期のエネルギー利用が見込めるか。

##### iv. 技術評価

- ・ 長期運用可能となる技術を採用しているか。
- ・ 高効率な技術（例えば、発電の高効率化など）を採用しているか。

##### v. 社会的目標への対応の妥当性

- ・ バイオマスの利用拡大に貢献するか。
- ・ 地域の課題解決に貢献するか。

#### b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

##### i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

##### ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO が指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。

3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の通知及び公表

- ・採択された事業については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2019年12月上旬～中旬を予定しています。
- ・採択された事業に関しては、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのウェブサイト公表します。また採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- ・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

2019年

公募期間： 8月1日～8月30日

公募説明会： 8月8日（NEDO本部）、8月9日（NEDO関西支部）

審査期間： 9月上旬～10月中旬

交付決定： 12月上旬～中旬

## 8. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（交付規程第16条）

(5) 助成金交付申請書

採択決定後、助成金交付申請書を提出していただきます。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添1を参照してください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添2を参照してください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力をいただく場合がございます。

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

**【参考】**

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

**【発表又は公開する場合の記載例】**

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

**【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】**

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(11) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。



- ※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)
- ※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatsu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatsu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について  
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。  
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。  
また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

### (13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)
- ※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください：NEDOウェブサイト  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatsu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatsu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意



義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html) へリンク >

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

\*我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 9. 説明会の開催

当該助成事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等の説明会を次のとおり実施しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL及びFAX番号）、希望する説明会日時・場所を2019年8月7日（水）12時までにFAXにて新エネルギー部バイオマスG担当者（044-520-5276）まで御連絡ください。（様式は問いません）

日時： 2019年8月8日（木）16時00分～17時30分

場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDO本部 2301会議室  
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 23階

※ 来構の際は、直接23階の当該会議室までお越し下さい。

日時： 2019年8月9日（金）16時00分～17時30分

場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部  
大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC 9F

※ 来構の際は、直接9階の当該会議室までお越し下さい。

## 10. 問い合わせ先

事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、8月1日から8月23日の間に限り下記宛てにFAXにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
新エネルギー部 バイオマスグループ（森嶋・石川・浅野・中島）  
FAX：044-520-5276

## 11. その他

メール配信サービス (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) に御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。